

27監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成27年2月5日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 福岡市監査委員 | 石 | 田 | 正 | 明 |
| 同 | 宮 | 本 | 秀 | 国 |
| 同 | 齋 | 田 | 雅 | 夫 |
| 同 | 伯 | 川 | 志 | 郎 |

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類、対象及び区分

1 財政援助団体監査

(1) 公益社団法人福岡市シルバー人材センター(事務監査)

2 出資団体監査

(1) 一般財団法人福岡コンベンションセンター(事務監査・工事監査)

(2) 福岡タワー株式会社(事務監査・工事監査)

(3) 公益財団法人福岡市水道サービス公社(事務監査・工事監査)

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 株式会社創建サービス(事務監査)

(2) 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡(事務監査)

(3) 一般財団法人福岡コンベンションセンター(事務監査)

(4) 株式会社コングレ(事務監査)

(5) 公益社団法人福岡市シルバー人材センター(事務監査)

(6) 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会(事務監査)

第2 団体の概要及び監査の結果等

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 公益社団法人福岡市シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区千代一丁目21番16号

イ 設立年月日 昭和58年6月8日

ウ 設立の目的 定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供(高

年齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。)

(イ) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものに限る。)を希望する高年齢者のための無料の職業紹介事業(高年齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。)及び一般労働者派遣事業

(ウ) 高年齢者に対する簡易な仕事に関する知識,技術の付与を目的とした講習等の実施

(エ) 前各号のほか,センターの目的を達成するために必要な事業

オ 役員及び職員数 役員 21 人, 職員 18 人(平成 26 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は, 運営費の助成として平成25年度に8,317万2,000円の補助金を交付している。

なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の派遣は 3 人, 兼務は 2 人である。

(3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成 23 年 2 月から同 26 年 10 月まで

実施期間 平成 26 年 10 月 7 日から同年 10 月 9 日まで

(4) 監査の結果

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

(出資団体監査)

監査は, 出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として, 事務監査は抽出した諸帳簿等関係書類を, 工事監査は別表 1 から別表 3 までの工事等に係る関係書類を検査するとともに, 関係職員から説明を聴取し, 必要に応じ現地調査を行った。

1 一般財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区石城町 2 番 1 号

イ 基本財産 2 億円(平成 26 年 6 月 30 日現在)

ウ 設立年月日 昭和54年10月1日

エ 設立の目的 コンベンション施設の利用促進につとめ, 地域経済の活性化, 学術文化の振興及び国際交流の推進を図り, もって福岡市の国際経済文化都市としての確立を目指すとともに, 住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

オ 事業内容 (ア) 国際・国内会議, 内外見本市・展示会並びに文化, スポーツ等各種催物の開催又は開催協力に関する事業

(イ) コンベンションにかかる情報の収集, 提供等に関する事業

(ウ) 前各号の事業の用に供するコンベンション施設の管理及び運営に関する事業

(エ) その他前条の目的達成に必要な事業

カ 役員及び職員数 役員 8 人, 職員34人(平成26年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は, 上記基本財産のうち1億8,500万円(出捐率92.5%)を出捐している。さらに, 福岡国際会議場及び国際センターの整備資金等の元利償還に対する助成として, 平成25年度に8億7,619万1,006円の補助金を交付するとともに, 総額137億5,865万円を限度とする貸付金及びこれに対する利息等の合計額相当額について損失補償を行っている。また, 福岡国際会議場及びマリンメッセ福岡の指定管理者に指定している。

なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の派遣は 4 人, 兼務は 2 人である。

(3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成 23 年 10 月から同 26 年 9 月まで

実施期間 平成 26 年 9 月 2 日から同年 9 月 12 日まで
(工事監査) 対象期間 平成 23 年 10 月から同 26 年 5 月まで
実施期間 平成 26 年 8 月 1 日から同年 10 月 27 日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

2 福岡タワー株式会社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 26 号

イ 資本金 30 億円 (平成 26 年 6 月 30 日現在)

ウ 設立年月日 昭和 62 年 10 月 14 日

エ 設立の目的 市政 100 周年を記念したアジア太平洋博覧会のモニュメント, 並びに福岡市の新たな観光資源, またテレビ・ラジオ等の各種電波の集積化を目的として計画された福岡タワーの建設, 管理運営を行うことを目的とする。

オ 事業内容 (ア) タワー等の観光・展望施設の運営
(イ) 電波塔の管理運営
(ウ) 放送通信施設設置及び通信情報収集並びにその伝達処理に関する事業
(エ) 音楽・美術, スポーツその他の文化的催物の運営
(オ) 食堂, 喫茶, 売店施設の運営
(カ) 駐車場の管理運営
(キ) 不動産の賃貸
(ク) 前各号に付帯し, または関連する一切の事業

カ 役員及び職員数 役員 15 人, 職員 12 人 (平成 26 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は, 上記資本金のうち 10 億円 (出資率 33.3%) を出資している。

なお, 上記役員及び職員数のうち, 福岡市職員の兼務は 1 人で派遣はない。

(3) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成 22 年 10 月から同 26 年 9 月まで

実施期間 平成 26 年 9 月 2 日から同年 9 月 19 日まで

(工事監査) 対象期間 平成 22 年 10 月から同 26 年 5 月まで

実施期間 平成 26 年 8 月 1 日から同年 10 月 27 日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

監査の結果, 特に指摘する事項はなかった。

3 公益財団法人福岡市水道サービス公社

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 福岡市博多区博多駅前一丁目 28 番 15 号

イ 基本財産 1,500 万円 (平成 26 年 6 月 30 日現在)

ウ 設立年月日 昭和 60 年 9 月 26 日

エ 設立の目的 清浄にして豊富低廉な水道水の供給を安定的・継続的に維持するため, 水道施設等の維持管理及び水資源の有限性・重要性の啓発等に関する事業を行い, もって水道事業の健全な発展と安全安心で豊

かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

- オ 事業内容
- (ア) 水道水の衛生及び水質保全に関する事業
 - (イ) 水道施設等の維持及び管理運営に関する事業
 - (ウ) 給水装置及び貯水槽等の適正管理に関する事業
 - (エ) 水道技術の向上，継承等の技術者育成に関する事業
 - (オ) 節水思想の普及高揚に関する事業
 - (カ) 水源地域の振興協力及び交流に関する事業
 - (キ) 水道料金等の徴収に関する事業
 - (ク) 災害時等における水道事業に係る支援等に関する事業
 - (ケ) 水道事業に係る調査，研究及び支援に関する事業
 - (コ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

カ 役員及び職員数 役員 9 人，職員 275 人(平成 26 年 7 月 1 日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は，上記基本財産のうち 1,000 万円(出捐率 66.7%)を出捐している。さらに，総額 2,000 万円を限度とする貸付金及びこれに対する利息の合計額相当額について損失補償を行っている。また，配水施設等維持管理業務等の委託を行い，その委託料総額は平成 25 年度において 23 億 7,773 万 6,458 円となっている。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は 129 人，兼務は 4 人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成 23 年 9 月から同 26 年 10 月まで

実施期間 平成 26 年 8 月 29 日から同年 10 月 6 日まで

(工事監査) 対象期間 平成 23 年 6 月から同 26 年 5 月まで

実施期間 平成 26 年 8 月 1 日から同年 10 月 27 日まで

(4) 監査の結果

(事務監査)

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

ア 積算において，次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
間接工事費の積算を適正に行うべきもの
須恵川橋水管橋外 1 箇所塗装工事 [No.7]

(契約金額 1,121 万 6,100 円)

本工事は水管橋腐食防止のための塗装更新工事である。

間接工事費の積算において，共通仮設費率及び現場管理費率の補正を誤った結果，過小な積算となっていた。

今後は，適正な積算に努められたい。

(中部保全事務所)

※[]内の数字は，「別表 3 監査を実施した工事等一覧表」の番号を示す

(公の施設の指定管理者監査)

監査は，公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として，抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに，関係者から説明を聴取し，必要に応じ現地調査を行った。

1 株式会社創建サービス

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区博多駅東一丁目 18 番 25 号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市立博多体育館

(ア) 所在地 福岡市博多区山王一丁目 9 番 5 号

- (イ) 指定期間 平成24年4月1日から同29年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建(一部4階建)
 施設内容 競技場, トレーニング室, 武道室, 弓道場, 小体育室, 観客席
 敷地面積 4,481㎡
 延べ床面積 4,516㎡
- (オ) 設置年月日 昭和59年3月3日
- (カ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市立南体育館

- (ア) 所在地 福岡市南区塩原二丁目8番1号
- (イ) 指定期間 平成24年4月1日から同29年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造 地上3階建(一部4階建)
 施設内容 競技場, トレーニング室, 武道室, 弓道場, 小体育室, 観客席
 敷地面積 10,988㎡
 延べ床面積 4,532㎡
- (オ) 設置年月日 昭和57年3月6日
- (カ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市立博多市民プール

- (ア) 所在地 福岡市博多区東那珂一丁目9番15号
- (イ) 指定期間 平成24年4月1日から同29年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造 2階建
 施設内容 屋内プール(25m×6コース), 幼児コース(1コース), 屋外プール(幼児用プール)
 敷地面積 8,539㎡
 延べ床面積 2,002㎡
- (オ) 設置年月日 昭和54年7月7日
- (カ) 利用料金制 導入なし

エ 福岡市立南市民プール

- (ア) 所在地 福岡市南区三宅三丁目31番1号
- (イ) 指定期間 平成24年4月1日から同29年3月31日まで
- (ウ) 所管局 市民局
- (エ) 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造 2階建
 施設内容 屋内プール(25m×6コース), 幼児コース(1コース), 屋外プール(幼児用プール)
 敷地面積 6,239㎡
 延べ床面積 1,912㎡
- (オ) 設置年月日 昭和51年3月20日
- (カ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成25年度において、福岡市立博多体育館及び南体育館 1億2,956万8,149円、福岡市立博多市民プール及び南市民プール 1億5,525万7,000円となっている。

(4) 監査の区分, 対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成24年4月から同26年10月まで

実施期間 平成26年9月29日から同年10月6日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福岡

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市中央区警固二丁目2番4-501号

(2) 監査に係る公の施設

ひとり親家庭支援センター

ア 所在地 福岡市中央区大手門二丁目5番15号

イ 指定期間 平成23年4月1日から同28年3月31日まで

ウ 所管局 こども未来局

エ 施設概要 施設規模 鉄筋コンクリート造3階建，地下1階

施設内容 事務室，相談室，託児室，多目的室(2室)，講師控室，技能習得室，講習室

施設面積 1,390.53㎡(うち占有面積614.34㎡)

オ 設置年月日 昭和60年10月1日

カ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成25年度において5,380万4,232円となっている。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成23年4月から同26年10月まで

実施期間 平成26年10月9日から同年10月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

指定管理者が行う施設管理業務に対し所管課として適切な履行確認を行うよう注意を求めるもの

指定管理者の所管課は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、施設の管理に係る基本協定書等に基づき適正に履行されているか報告書や実地調査により確認しなければならない。しかしながら、平成23年度、同24年度及び同25年度「ひとり親家庭支援センター」の施設管理業務において、仕様書に建築設備の保守管理や環境維持管理について実施回数の基準を規定しており、指定管理者は適正に施設管理業務を行っていたが、所管課は基準を満たしているか確認できるような書類の提出を定めておらず、報告書や実地調査による適切な履行確認を行っていなかった。

今後、基本協定書等で定めた業務について、実施報告書の提出を求め、履行状況等を適宜把握，検証し、必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう十分注意されたい。

(こども未来局こども家庭課)

3 一般財団法人福岡コンベンションセンター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区石城町2番1号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡国際会議場

(ア) 所在地 福岡市博多区石城町2番1号

(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同26年3月31日まで
平成26年4月1日から同31年3月31日まで

(ウ) 所管局 経済観光文化局

(エ) 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階(一部6階)

施設内容 多目的ホール，メインホール，国際会議室，中会議室 8 室，小会議室 10 室，レストラン，主催者事務室，控室，その他附帯施設

施設面積 10,251㎡

延べ床面積 24,885㎡

(オ) 設置年月日 平成15年 3 月 3 日

(カ) 利用料金制 導入あり

イ マリンメッセ福岡

(ア) 所在地 福岡市博多区沖浜町 7 番 1 号

(イ) 指定期間 平成21年 4 月 1 日から同26年 3 月31日まで

平成26年 4 月 1 日から同31年 3 月31日まで

(ウ) 所管局 経済観光文化局

(エ) 施設概要 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造地上 4 階地下 2 階

施設内容 多目的展示室，サブアリーナ，大会議室，中会議室 4 室，レストラン，売店，主催者控室，控室，その他附帯施設

施設面積 28,191㎡

延べ床面積 40,631㎡

(オ) 設置年月日 平成 7 年 8 月 24 日

(カ) 利用料金制 導入あり

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理運營業務は利用料金収入により行っており，管理料はない。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成 23 年 10 月から同 26 年 9 月まで

実施期間 平成 26 年 9 月 2 日から同年 9 月 12 日まで

(5) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

4 株式会社コングレ

(1) 主たる事務所の所在地

大阪市中央区淡路町三丁目 6 番 13 号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市ロボスクエア

ア 所在地 福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 2 号 TNC 放送会館 2 階

イ 指定期間 平成25年 4 月 1 日から同28年 3 月31日まで

ウ 所管局 経済観光文化局

エ 施設概要 施設内容 展示紹介フロア，セミナールーム，ベンチャー工房，共有工房，ヒューマノイド工房，事務所，倉庫

施設面積 984.13㎡

オ 設置年月日 平成14年 7 月 20 日

カ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は，平成25年度において5,985万9,206円となっている。

(4) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成25年 4 月から同26年10月まで

実施期間 平成26年10月 9 日から同年10月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

5 公益社団法人福岡市シルバー人材センター

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区千代一丁目21番16号

(2) 監査に係る公の施設

ア 福岡市東区内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市東区香椎駅東一丁目外8箇所

(イ) 指定期間 平成23年4月1日から同28年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，東区

(エ) 施設内容 駐輪ラック，自動精算式駐輪機，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

イ 福岡市博多区(博多駅地区及び中洲川端地区を除く。)内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市博多区諸岡五丁目外11箇所

(イ) 指定期間 平成23年4月1日から同28年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，博多区

(エ) 施設内容 駐輪ラック，自動精算式駐輪機，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

ウ 福岡市中央区(天神地区及びきらめき通りを除く。)内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市中央区赤坂一丁目外10箇所

(イ) 指定期間 平成23年4月1日から同28年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，中央区

(エ) 施設内容 駐輪ラック，自動精算式駐輪機，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

エ 福岡市南区内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市南区井尻五丁目外10箇所

(イ) 指定期間 平成22年4月1日から同27年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，南区

(エ) 施設内容 駐輪ラック，自動精算式駐輪機，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

オ 福岡市城南区内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市城南区梅林四丁目外7箇所

(イ) 指定期間 平成21年4月1日から同26年3月31日まで

平成26年4月1日から同31年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，城南区

(エ) 施設内容 自動精算式駐輪機，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

カ 福岡市早良区内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市早良区賀茂三丁目外15箇所

(イ) 指定期間 平成22年4月1日から同27年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，早良区

(エ) 施設内容 駐輪ラック，自動精算式駐輪機，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

キ 福岡市西区内の自転車駐車場

(ア) 所在地 福岡市西区今宿一丁目外3箇所

(イ) 指定期間 平成23年4月1日から同28年3月31日まで

(ウ) 所管局 道路下水道局，西区

(エ) 施設内容 駐輪ラック，管理棟外

(オ) 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成25年度において、福岡市東区内の自転車駐車場8,358万4,141円、福岡市博多区(博多駅地区及び中洲川端地区を除く。)内の自転車駐車場1億366万8,545円、福岡市中央区(天神地区及びきらめき通りを除く。)内の自転車駐車場5,338万5,876円、福岡市南区内の自転車駐車場8,394万7,573円、福岡市城南区内の自転車駐車場5,373万8,777円、福岡市早良区内の自転車駐車場1億2,803万6,566円及び福岡市西区内の自転車駐車場7,090万3,649円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成23年2月から同26年10月まで

実施期間 平成26年9月30日から同年10月14日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

6 福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

(1) 主たる事務所の所在地

福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

(2) 監査に係る公の施設

福岡市立雁の巣児童体育館

ア 所在地 福岡市東区雁の巣一丁目6番20号

イ 指定期間 平成24年4月1日から同27年3月31日まで

ウ 所管局 教育委員会

エ 施設概要 施設規模 軽量鉄骨造平屋建

施設内容 体育館、事務室、倉庫他

敷地面積 842.16㎡

延べ床面積 427.23㎡

オ 設置年月日 昭和46年4月1日

カ 利用料金制 導入なし

(3) 福岡市からの管理料

上記の公の施設に係る管理料は、平成25年度において423万8,021円となっている。

(4) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査) 対象期間 平成24年4月から同26年9月まで

実施期間 平成26年9月17日から同年9月19日まで

(5) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

別表1

一般財団法人福岡コンベンションセンター 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工事名 | 契約金額 | 工期 |
|-----|-------------------------------|-------------|------------------------------|
| 1 | 福岡国際会議場 歩道シェルター設置その1 | 7,801,500円 | 平成25年3月7日から 平成25年3月25日まで |
| 2 | 平成23年度福岡国際センター舞台機構更新工事 | 77,700,000円 | 平成23年7月5日から 平成24年3月20日まで |
| 3 | 福岡国際会議場メインホール映像設備及び会議室AVワゴン更新 | 68,040,000円 | 平成25年9月14日から 平成26年3月15日まで |
| 4 | 福岡国際会議場施設維持管理業務委託 | 86,257,500円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |

| | | | |
|---|------------------------------|--------------|-----------------------------|
| 5 | マリンメッセ福岡施設維持管理業務委託 | 103,493,250円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |
| 6 | マリンメッセ福岡外2ヶ所中央監視制御装置保守点検業務委託 | 12,600,000円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |

別表2

福岡タワー株式会社 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----|----------------|--------------|------------------------------|
| 1 | 建物調査業務委託契約 | 7,770,000円 | 平成25年4月18日から 平成26年3月15日まで |
| 2 | イルミネーションリニューアル | 101,850,000円 | 平成25年6月12日から 平成26年3月17日まで |
| 3 | 設備運転管理業務 | 11,818,800円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |

別表3

公益財団法人福岡市水道サービス公社 監査を実施した工事等一覧表

| No. | 工 事 名 | 契 約 金 額 | 工 期 |
|-----|-----------------------|--------------|-------------------------------|
| 1 | 配水管等修理単価契約請負工事A | 114,763,603円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |
| 2 | 漏水防止調査委託No.2（単価契約） | 59,214,515円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |
| 3 | 漏水発生給水管取替単価契約請負工事No.3 | 31,966,132円 | 平成25年4月2日から 平成26年3月15日まで |
| 4 | 鉛製給水管更新単価契約請負工事No.1 | 29,432,256円 | 平成25年4月2日から 平成26年3月15日まで |
| 5 | メーター取替等単価契約請負工事No.2 | 47,368,366円 | 平成25年4月2日から 平成26年3月25日まで |
| 6 | 漏水発生給水管修理単価契約請負工事 | 94,839,558円 | 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで |
| 7 | 須恵川橋水管橋外1箇所塗装工事 | 11,216,100円 | 平成25年11月28日から 平成26年3月15日まで |